

介護保険制度の改正等についてお知らせします

平成27年4月から、介護保険制度の改正等が行われます。

介護サービスの利用について

介護老人福祉施設の
入所要件が変わります

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に新規入所できる方は、原則、要介護3以上の方に限られます（既入所者は除く）。

※要介護1・2の方で、やむを得ない事由がある場合は、特例的に入所が認められることがあります。

介護サービスの
利用者負担額が変わります

介護報酬改定に伴い、介護サービスを利用した際の利用者負担額が変わります（サービスの種類ごとに変更内容は異なります）。

サービス付き高齢者向け住宅が
「住所地特例」の対象になります

住所地特例の対象施設に、有料老人ホームに該当する「サービス付き高齢者向け住宅」が追加されます。
※住所地特例とは、市外の施設に住所変更した場合でも、変更前の市町村が引き続き保険者となる制度です。

介護保険料について

低所得者の方の
保険料軽減を行います

平成27・28年度の介護保険料について、新たな公費を投入し、新第1段階（現行第1・第2段階）の保険料率を5%引き下げます。

介護サービスの費用の
負担割合が変わります

介護サービスにかかる費用（介護給付費）の保険料負担割合が、65歳以上の方（第1号被保険者）は22%、40～64歳の方（第2号被保険者）は28%になります。

■問い合わせ

介護保険課 ☎06649



軽自動車税の税率改正が平成28年度に延期されます

平成27年度から税率が改正される予定だった原動機付自転車及び二輪車などは（市報9月1日号で案内）、税制改正の大綱により、平成28年度から適用されることが発表されましたので、お知らせします。

■問い合わせ

税務課 ☎0620

車種区分	排気量	税率	
		現行 (平成27年度まで)	改正後 (平成28年度から)
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他 (フォークリフトなど)	4,700円	5,900円
軽二輪	125cc超～250cc以下	2,400円	3,600円
小型二輪	250cc超	4,000円	6,000円